

面会に関する規定

第 1 条（目的）

本規定は、入院基本料等の施設基準等における通則及び入退院支援加算に係る施設基準に基づき、入院中の患者と家族等との面会について必要な事項を定め、患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持及び円滑な退院支援に資することを目的とする。

第 2 条（基本方針）

- 1 当院は、入院中の患者と家族等との面会が、患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持、意思決定支援及び円滑な退院支援に資する重要な機会であることを踏まえ、感染対策等の正当な理由がある場合を除き、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げない。
- 2 やむを得ず面会を制限する場合であっても、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう配慮する。
- 3 本規定における「家族等」とは、患者の配偶者、親族、後見人その他患者本人が面会を希望する者、又は退院支援、療養支援、意思決定支援等の観点から当院が面会を必要と認める者をいう。
- 4 面会に当たっては患者本人の意思を尊重し、患者本人が面会を希望しない者については、原則として面会を認めない。

第 3 条（通常時の面会取扱い）

- 1 面会可能時間は、平日、土日祝日ともに午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- 2 面会場所は、原則として病室又は病棟内面会スペースとする。
- 3 面会人数は、原則として患者 1 名につき 2 名までとする。
- 4 1 回の面会時間は、原則として 30 分以内とする。
- 5 患者が終末期又は重篤な状態にある場合、又は病状説明、退院支援、家族指導、意思決定支援若しくは家族等の事情により必要がある場合は、面会時間、人数、方法等について柔軟に対応する。

第 4 条（面会者の健康状態等による面会禁止）

- 1 次の各号のいずれかに該当する面会希望者については、患者及び他の患者の安全確保の観点から、面会を認めない。
（1）インフルエンザに罹患し、発症日を 0 日目として 1 週間以上経過していない者
（2）新型コロナウイルス感染症に罹患し、発症日を 0 日目として 10 日以上経過していない者

- （3）面会当日に、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症への罹患の有無にかかわらず、発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、痰等の呼吸器感染症を疑う症状又は下痢、嘔吐等の消化器症状を有する者
- 2 前項第 1 号又は第 2 号において発症日が不明な場合は、診断日又は検査陽性日を 0 日目として扱う。無症状で新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった場合は、検体採取日を 0 日目として扱う。

第 5 条（面会制限を行う場合）

- 1 面会制限は、感染対策その他の正当な理由により必要であると判断される場合に限り、必要最小限の対象、範囲及び期間で実施する。
- 2 面会制限を行うことができる場合は、院内又は地域における感染症の流行若しくは拡大、職員の集団罹患等により、安全な面会対応体制の確保が困難である場合、患者本人の医学的理由その他患者及び面会者の安全確保のため必要がある場合とする。
- 3 地域においてインフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症の流行が確認され、小児から入院患者への感染伝播を防止するため必要があると判断した場合は、別に定める年齢以下の小児による面会を一時的に制限することができる。この場合の対象年齢、対象病棟、制限内容及び期間は、地域及び院内の流行状況、患者の特性等を踏まえて別に定める。
- 4 第 4 条に定める面会禁止基準に該当する面会希望者については、原則として第 7 条第 2 項に定める個別調整の対象外とする。この場合は、電話、オンライン面会、別の家族等による面会又は職員を介した情報共有等の代替手段を検討する。

第 6 条（面会制限の決定、周知及び解除）

- 1 病院全体又は病棟全体に及ぶ面会制限は、院内感染防止対策委員会又は ICT 等において必要性を検討し、病院長又は病院長が指定する責任者の承認を得て決定する。
- 2 面会制限を実施する場合は、制限の理由、対象範囲、内容及び期間の見込みについて、患者及び家族等に周知する。
- 3 緊急に面会制限を開始する必要がある場合は、必要最小限の制限を先行して実施し、制限開始後速やかに患者及び家族等に周知する。
- 4 制限期間中は、感染症の流行状況及び院内の感染状況等に応じて、制限の継続要否を定期的に再評価し、制限を継続する必要がなくなった場合

は速やかに解除又は緩和し、患者及び家族等に周知する。

第 7 条（制限下における面会機会の確保）

- 1 面会制限を実施している期間においても、短時間・少人数での個別面会、電話又はオンラインによる交流等、患者と家族等との交流機会を可能な限り確保する。
- 2 病院全体又は病棟全体に面会制限を行う場合であっても、終末期、重篤な状態、重要な病状説明、退院支援、家族指導、意思決定支援、認知症又はせん妄等への対応のため面会が必要と判断される場合は、感染対策に配慮しつつ、個別に面会方法を調整する。
- 3 業務上の都合、慣例又は対応の煩雑さのみを理由として、面会を一律に制限し、又は拒否してはならない。

第 8 条（面会者の遵守事項）

面会者は、患者及び他の患者の安全並びに療養環境の維持のため、院内では手指衛生、マスク着用等の感染対策に協力する。また、病棟内では静穏に努め、飲食物及び生花の持込みを禁止する。多額の現金、貴重品及び危険物の持込みも禁止する。紛失又は盗難等が生じた場合、当院に故意又は過失がない限り、当院は責任を負わない。

第 9 条（規定の周知）

本規定は、各病棟及び外来の見やすい場所に掲示するほか、当院ホームページ及び入院案内に掲載し、患者及び家族等に周知する。

第 10 条（規定の見直し）

本規定は、少なくとも年 1 回見直しを行うほか、感染症の流行状況、関係法令、診療報酬改定及び院内運用の実態等に照らし、必要に応じて随時改定する。

附則

本規定は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。

新発田リハビリテーション病院長